

## 令和3年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 12名  
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 齋藤英次  
田代和弘 境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子  
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 安田鷹嗣 谷山次則
6. 議 事
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 それでは定刻となりましたので令和3年第1回の総会を開催いたします。  
本日は、農業委員12名全員の出席で過半数以上ですので、本日の総会が成立することをご報告いたします。  
それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 足元の悪い中ご出席頂きありがとうございます。宜しくお願いします。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長            それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員            異議なし。

境議長            それでは、安田委員さんと谷山委員さんをお願いします。それでは、ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第5号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長            それでは、申請番号1番について確認委員の木村委員から説明をお願いします。

木村委員          申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長            説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局            申請番号1番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約500m、農業研修を2年経験し、今回新規で就農する者です。農機具はリースで確保し、主たる作物はミニトマトです。3条許可の要件は満たしているものと思われま。

境議長            事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員            異議なし。

境議長            異議なしということですので1番については承認いたします。次に、

申請番号 2 番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号 2 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 2 番について補足説明いたします。申請地までの通作時間は、車で約 5 分であり、農業年数 40 年、農機具も所有し、主たる作物は、米、みかんです。3 条許可の要件は満たしているものと思われま

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番については承認いたします。以上で議案第 1 号について 2 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

申請番号 1 番について、確認委員の田代委員より説明をお願いします。

田代委員 申請番号 1 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明いたします。  
申請人は、現在、隣接地に居住しておりますが、現在の住居は老朽化が進んでおり建て直す計画をしたところ、申請地が現在の居住地に近く適していると考え今回の申請となりました。また、現在、農機具や資材置場も不足しており、住居を取り壊した後の敷地に農業用の倉庫を拡張し農機具置き場として利用する計画です。なお、申請地は 40 年以上前から農機具等置き場として利用しており始末書添付の案件

となります。申請地は、10Ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり、許可は可能です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。以上で議案第2号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。  
申請人は、現在、居住している住宅の老朽化に伴い建て替えを計画したところ、申請地が住み慣れた場所であり、耕作地とも近く適していると考え、今回の申請となりました。なお、申請地は50年ほど前から住居を建て使用しており、始末書添付の案件となります。申請地は、10Ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものは不許可の例外にあたり、許可は可能です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。続きまして申請番号2番

について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。太枠内が事業全体であり、黒で塗りつぶした箇所が今回の申請地となります。申請人は、京都市に本社を置き、太陽光発電施設による開発、販売等を営む法人であり、申請地が日当たりもよく周辺農地への影響も少ないため適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあるため、第3種農地となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。続きまして申請番号3番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。  
申請人は、現在借家住まいであり、マイホーム建築の計画をしたところ、申請地が実家とも近く便利でありまた生活環境も整っていると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあるため、第3種農地となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員からのご

意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番について承認します。以上で議案第3号について3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第4号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。10ページをご覧ください。  
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。1番から4番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、1番・2番は新規、3番・4番は期間満了による再契約です。次の10ページから13ページにあります5番から18番につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく14件の利用権の設定です。この内5番から14番は、国の高収益作物次期作支援交付金に係る新規契約、15番は期間満了による再契約、16番から18番は口頭契約を解消する新規契約となっています。次の14ページは、今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が6万5,120㎡、畑が5,968㎡となっています。次の15ページをご覧ください。左側は今月の合計で、6万2,446㎡となっています。右側は今年の累計です。今回が第1回総会のため、左と同じです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第4号についてはすべて同意します。続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借等の合意解約について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告第1号について説明します。

今月は3件、全部で6筆、合計面積は9,101 m<sup>2</sup>の解約となっております。以上です。

境会長 事務局より説明がありました。ご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第1号は承認します。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。これをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

鎌賀副会長 以上で第1回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 谷山 次則 印